

第2回 国と地方TF 議事概要

1. 日時：平成19年3月29日（木）10:00～11:30
2. 場所：永田町合同庁舎2階 第2共用会議室
3. 議題：消防庁からのヒアリング及び意見交換
「危険物収納コンテナの蔵置期間の緩和」
農林水産省からのヒアリング及び意見交換
「県知事の農地転用許可権限の拡大」
「農村地域工業等導入促進法における農村地域に該当する市町村の要件緩和」
4. 出席者：【規制改革会議】
川上主査、米田委員
【消防庁】
危険物保安室長 渡邊 洋己
【農林水産省】
農村振興局 農村政策課長 坂本 武
農村振興局 地域計画官 三浦 正充

（消防庁関係者入室）

川上主査 今日では年度末のお忙しい中、わざわざお越しいただきまして、ありがとうございます。時間は約20分で、10分説明をいただいて、あとの10分を質疑応答という予定で進めさせていただきます。

本来、委員が3人いるのですが、今日は1人欠席しておりますので、その旨よろしく申し上げます。

それから、今回の会議の内容につきましては、議事録を公開させていただきますので、よろしく申し上げます。

では、早速ですが、御説明の方からお願いできますか。

渡邊危険物保安室長 「コンテナヤードでの危険物収納コンテナの蔵置期間の緩和について」ということで、御説明させていただきます。

最初に「1. 仮貯蔵制度の概要」であります。1点目で記しております。消防法上、指定数量以上の危険物の貯蔵は、原則として市町村長等の許可を得た貯蔵所で行わなければならないこととなっております。

仮貯蔵は、その例外の措置として設けられておりまして、10日以内の短期間・臨時的な貯蔵については、消防長、これは消防本部の長でありますけれども、消防長または消防署長の承認を受けることによりまして、貯蔵所以外の場所での貯蔵を認める制度であります。

平成17年度における仮貯蔵の承認の件数は、全国で4,382件ございます。

下の枠の中に、消防法の関係部分の抜粋がありますけれども、その枠の下に、なお書きで書いて

ありますが、「なお、仮貯蔵の承認についての法令上の基準はなく、各市町村において、火災予防上の観点から、危険物質の種類や貯蔵の態様に応じて、承認の可否を判断している」ところであります。

「2. 質問事項について」ということで、御質問いただきました事項を4点それぞれ記しております。

「質問事項」であります。仮貯蔵申請の取扱いについて、申請手続に伴う書類の簡素化、処理期間の短縮等の効率化を図ることについて、貴省の見解を伺いたいというところでございます。

これにつきましてでありますけれども、各市町村における具体的な運用を網羅的に消防庁において把握しているわけではありませんけれども、一般的には申請時の提出書類は、申請書、貯蔵する危険物の明細であります。種類とか数量であります。それから、貯蔵場所の配置図、安全対策、こうしたものであります。また処理期間についても、緊急時には申請翌日に承認を行うなど、申請者側の要望に応じ柔軟に対応していると承知しております。

したがいまして、現時点において、申請書類・処理期間に関し、特に大きな問題があるとは認識していないところであります。

「質問事項」でございます。コンテナヤードにおける危険物収納コンテナの蔵置について、仮貯蔵を認めていない港については、認められない理由を明確化するとともに、仮貯蔵を許可するために必要な条件を明らかにする等、所定の措置（通知を出す等）を講じることについて、貴省の見解を伺いたいというところであります。

これでありまして、各市町村における具体的な運用を網羅的に把握しているわけではありませんけれども、昨年10月の規制改革・民間開放集中受付月間に提出された同旨の要望の中で、蔵置を認めていない例として挙げられた港につきまして、管轄する消防本部に運用状況を確認したところでありますけれども、近年申請の実績はないが、コンテナの仮貯蔵自体を禁止しているわけではないとのことであります。一般的には、コンテナヤードにおける危険物収納コンテナの仮貯蔵は認められていると認識しております。

勿論、具体的な申請内容を踏まえて判断することになりますので、すべてこうしたものを認めないということではないと確認したところであります。

「質問事項」であります。仮貯蔵申請を申請当日内で承認する仕組みを構築することについて、貴省の見解を伺いたいというところであります。

これにつきましては、仮貯蔵は、その物質・数量によって危険性の程度が大きく異なります。個々具体的に安全性を確認・判断する必要があると考えております。

また、各市町村において処理する自治実施事務であることから、すべての仮貯蔵申請について、申請当日内に承認する仕組みを国において構築することは困難と考えております。

なお、現状におきましても、仮貯蔵申請の処理期間については、緊急時には申請翌日に承認するなど、各市町村において、申請者側の要望に応じ柔軟に対応していると認識しております。

「質問事項」であります。仮貯蔵申請について、1か月単位等の包括申請を可能とすることについて、貴省の見解を伺いたいというところであります。

仮貯蔵につきましては、最初にも申し上げましたとおり、消防法の第 10 条第 1 項本文に規定する原則（貯蔵所の設置許可等）の例外として、極めて短期間の貯蔵を臨時的に認める制度でありまして、貯蔵する物質・数量もその都度異なることから、個々具体的にその安全性を確認する必要があると考えております。

御指摘の包括申請の具体的な内容は明らかではありませんけれども、例えば一定の期間内に行う仮貯蔵について、危険物の種類・数量・貯蔵期間等が個々具体的に特定されるのであれば、それらの申請を一括して行うことは、実現が可能だと考えております。

質問事項につきましては、以上でございます。

川上主査 ありがとうございます。

まずコンテナの蔵置が港によって許可される場合と、許可されない場合があるという要望が出ていますが、港によって、許可度合いが違うということなんです。また、許可されない場合の基準がはっきりしない。何をクリアすれば、許可されるのかということがはっきりされないということが要望として挙がってきておるわけですが、それについては、どうお考えでしょうか。

渡邊危険物保安室長 どうしても個別に危険物の危険性がそれぞれ違いますので、その物質に応じて、あるいは数量に応じて判断することになります。

先般、質問事項 中でお答えいたしましたけれども、3つの港では認めていないと挙げられておったところでもありますけれども、この3つの港を管轄する消防本部は4つあります。新潟も入っておりますものですから、新潟は2つの消防本部法にまたがっておりますので、確認したんですが、近年ほとんど申請実績がないということも含めて、具体的にどういうものを申請したときに、一切認めないということであったのかということが、こちらにおいても把握できなかったところでもあります。

基本的な姿勢としては、当然、具体的なものに着目して危険性を判断して、必要な対策を含めて、承認をするかしないかを判断することになりますものですから、頭からコンテナヤードでこうしたものを認めないとしていることではないと認識しております。

川上主査 認められていない港と認められる港がある、ということで要望が挙がっておるわけですが、近年の申請実績は、大体いつごろからいつごろまでの範囲での申請実績がないということでしょうか。大体で結構です。

渡邊危険物保安室長 およそ5年程度の状況ということで、確認しております。

川上主査 5年程度の実績がないのですね。

渡邊危険物保安室長 はい。

川上主査 あるいは、申請してもだめだということで、中には申し込みもしていないということも考えられますね。これは相手次第だから、わかりませんね。

渡邊危険物保安室長 わかりませんが、こうしたものについて、決して一切認めないということを消防側から申し上げることは、余り考えられないと思います。当然、物に着目して、どういうものであるか、どれくらいの数量であるか、安全対策をどうするかということで判断するものです。

米田委員 例えばこれを実際に申請する側の立場から考えてみますと、大体こういう申請であれば通るであろうという見込みがあれば、申請すると思われれます。大体こういうふうにすれば通りそうだ、これだと通らなそうだとということが、ある程度ガイドライン的に事前にわかっているならば、近年申請がないと言われている港についても、もっと積極的になると思います。

コンテナヤードに危険物の仮置きをやる方式をどのようにつくっていけば、通るのかというところの、大体の基準がよくわからないというのが、実は要望として挙がっておりまして、例えば例示的にこういう港でこういう置き方をすれば通りますよとか、例示的なものをお示しいただくのは、難しいのでしょうか。

渡邊危険物保安室長 非常にさまざまなものがありますし、実際、数量も違うわけですので、個別に当たってみて、具体的にここにおいて、こういうことでは認められないというようなことをお返しただけならば、そうした上で判断することはできると思いますけれども、余り一般的な例示といっても、物として、本当にこれはさまざまなものです。危険物の種類も、今、消防法の関係で登録してあるものでも 20 万種類ぐらいあるわけでありまして、入れる容器などもさまざまであります。

米田委員 誠に申し訳ないのですけれども、さまざまであるというのは、よくわかるのですけれども、大体どういうときに許可が出て、どういうときに許可が出ないというような、事例集みたいなものはないのでしょか。

渡邊危険物保安室長 事例集は特にはないです。ただ、当然ほかの港で認められているのに、これではだめだということがもしあるのであれば、そういうことで折衝されればいいのかとは思いますが。

米田委員 ユーザーから見たら、港々に対して、港ごとに折衝していくのも、大変なことだと思います。

渡邊危険物保安室長 折衝といいますが、それは入ってくるものは個別に違うわけですから。同じものではないわけですから。入れてあるものも違いますし、数量も違いますし、実際の施設の状況、周囲の状況も違うわけですから。

川上主査 今、言われた要望として、3つの港とありましたが、この資料にはそれが載っていないのですが。

渡邊危険物保安室長 今回、御指摘いただいている件と同一件かどうかというのは、確認してあるわけではございませんけれども、昨年 10 月に同じような趣旨の要望で蔵置を認めていない例として挙げられていた港がありました。

川上主査 具体的に教えていただけますか。

渡邊危険物保安室長 具体的には、徳山、下松船野、新潟です。この3港が認めていない例ということで書かれておりました。

川上主査 これは市町村長の所轄する消防署の判断ということなんですね。

渡邊危険物保安室長 消防本部の消防長が、あるいはその消防署の署長です。

川上主査 基本的には、消防署の署長の判断ですね。

渡邊危険物保安室長 ということになります。

川上主査 この件はわかりました。この実態をこちらとしても、もうちょっと調べる必要があると思います。今、要望が出ていて、そして、近年申請実績がないということに関しては 事務局の方で何か質問はありますか。

事務局 別件で、1件質問させていただいてよろしいでしょうか。

質問事項 の「包括的申請」についてというところなのですけれども、こちらは例えば一定期間内に危険物の数量や物がわかっていれば、まとめて申請することが可能ということですか。

渡邊危険物保安室長 それは可能だと思います。

事務局 それは個別消防署ごとの判断で可能ということですか。

渡邊危険物保安室長 そうということです。

事務局 今、申請実績が近年ないという話だったのですが。私も推測で物を言っていますけれども、例えばあの港はもうだめだという認識が業者の方であれば、当然申請はしないわけなので、かつて、認められなかったことが何回かあったら、申請してもだめだと判断してしまっていないということではないのかなと見えるのですけれども、そういうことはないのでしょうか。

渡邊危険物保安室長 特に私どもで確認した中では、そうしたことは確認されておりませんけれども、具体的にお示しいただいた方がいいのかと思います。

川上主査 今後、今の徳山、下松舟形、新潟において、そういう申請があった場合に、やはり認められないという状態が仮に出る場合には、また改めて理由の明確化ということ是可以しますね。

渡邊危険物保安室長 繰り返しになりますけれども、当然、危険物の危険性の程度あるいは数量、実際の形態によって、承認できる場合とできない場合が勿論あります。

川上主査 それわかっています。

渡邊危険物保安室長 あと場所もです。

川上主査 ただ、先ほど事務局から言われた、もうあきらめているのではないかということもあるでしょうから、一度申請を出してみて、認められていないということであれば、その点については、改めて何らかの対応をしていただくよう要望します。

米田委員 私の方から1点お願いしたいのは、こういった問題は、各消防署長さんの個別の判断によって、大分判断基準が異なってくる場合があると思います。その中で例えば技術的な助言ですとか、すごく大ざっぱな形でもいいのですけれども、何らかのガイドラインを事前にお示しいただきますと、個別に署長の御意見で決まることを前提としても、まずこういう処置をしておけば通りやすくなるなという目安を知ることができると、物流の効率化が図れる面もあるかと思います。今、経済の中で物流というのは、とても大事になっておりますし、効率よく早くという時代の中で更によくなるかと思うんですが、その辺について、いかがでしょうか。

渡邊危険物保安室長 消防法の施設の許可基準などについては、さまざまに具体的な基準も設けておりまして、更に技術的な助言などを行うことは随分ありますけれども、特に仮貯蔵、仮取扱いというのは、さまざまな形態があるものですから、どこまでそうしたことを詳細に、技術的な助言を行うことが適切なのかということもあります。自治事務として、当然地域の周囲の状況などによっても、危険性が違ってまいりますし、安全対策も違ってまいりますので、どこまで国が一律的にや

ることが適切なのかというところはあるかと思えます。

米田委員 一律的にやるというよりも、申請する側から見たら、どうやっていいかわからないということがあられるわけございまして、その辺はガイドライン的なものを例示的にお示しいただく。参考にさせていただくような情報があると、更に円滑かと思えます。

渡邊危険物保安室長 逆にそうしたことで、硬直化してしまうこともあるんです。本当は別な安全対策をとっていいとか、あるいは柔軟に性能的に考えてもいいというようなことがあっても、例示があると、それに縛られてしまうこともありますものですから、一般的にどういうことがいいということはあるかと思えます。

米田委員 もう一つは で、緊急の場合には、翌日に承認するという話なのですが、緊急時というのは、大体どういうときなのでしょう。一般にはどのぐらいの日数がかかるのでしょうか。緊急でないときには、仮貯蔵申請は普通何日ぐらいかかるのですか。

渡邊危険物保安室長 どうしても船便などで緊急に着いてしまうということで、どうしてもやってくれというような場合において、対応することがあると聞いているところであります。

米田委員 通常は大体どのぐらいの日数がかかるのでしょうか。

渡邊危険物保安室長 大体5日以内、あるいは4日以内と回答されているところが多いようであります。

川上主査 通常は、4、5日かかるということですね。

渡邊危険物保安室長 そうです。

米田委員 これをもう少し短縮する方向に向かわせるお知恵はございますか。

渡邊危険物保安室長 事務処理をする体制を増強すればできるでしょうけれども、当然今度は行政コスト負担につながるわけです。基本的には、船便で来るものであるとか、特にこのコンテナが入ってくる場合においては、ある程度時間的に余裕があるものだろうと思っております。

川上主査 要するに、ストックすること自体にコストがかかるわけですから、できるだけ早急にしていきたい。

渡邊危険物保安室長 申請は、別に入ってきてからやるわけではなくて、当然入ってくるがある程度事前にわかるわけです。

川上主査 前もって申請すればということですね。

渡邊危険物保安室長 そうです。来てから申請しなければならないということではなくて、あくまでも前もって申請していただくものです。

川上主査 なるほど。

渡邊危険物保安室長 当然、形式的に来れば何でも承認するというわけではなくて、先ほど申しましたように、危険物の内容であるとか、数量、安全対策、そういうことを判断した上で承認するわけですので、来ればすぐ判こを押して渡すというものではありませんので、そこはよく御了承いただければと思います。

川上主査 コンテナヤードの件につきましては、どちらにしても、5年間も申請実績がないということですから、その辺を踏まえて、あきらめているのではないかということも調べた上で、また

申請を出して認められていないということであれば、その辺もひとつ前向きな方向で検討をお願いしたいと思います。また、事務局としても具体的な例がないということですから、あきらめているのかどうか、その辺のことを是非調べていただきたい。

では、今日はそういうことで終わりにします。本日はありがとうございました。

(消防庁関係者退室)

(農林水産省農村振興局関係者入室)

川上主査 年度末の本当にお忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。

国と地方ということでの要望事項が出ておりますので、約 40 分にわたってのヒアリングを行いたいと思います。10分、10分の約 20 分で、大体アウトラインで説明していただいて、その後、質疑応答ということをお願いしたいと思います。

それから、今回のこのヒアリングにおいては、議事録をとらせていただいて、ホームページ上で公開になりますのでよろしくをお願いします。

それでは、よろしくをお願いします。

三浦地域計画官 早速でございますけれども、農地転用の関係と農工法の関係の 2 点、御照会がございました。私、地域計画官の三浦から、まず農地転用の関係の御説明をさせていただきます。

お手元の資料でございますように、とと、農地転用の場合、転用許可申請が必要なんですけれども、知事許可案件が 4 ha 以下。企業誘致を進め地域活性化を図る観点から、知事許可案件の拡大を図ることについて見解を伺いたい、それから、2 ~ 4 ha の間の場合、農林大臣との協議が必要であるけれども、協議要件となっている転用面積を緩和することについて、貴省の見解を伺いたいという、この 2 点、御照会がございました。

お手元の資料の 4 ページに「農地転用の許可制度」がございます。

農地というのは、一旦、ほかの用途にしてしまいますと、なかなか農地に戻しづらいということと、さまざまな公共投資をやっているということから、規制をかけてございまして、(2) にございますように、農地を転用する場合、あるいは転用する場合に権利を移転する場合は知事の許可、4 ha を超えると大臣の許可を受けなければならない。

この許可を受けませんと、権利の設定、移転は無効ということでございまして、要は権利が移転しませんから、開発などができないことになるわけでございます。

また、ここには書いておりませんが、違反転用については罰則等の規定もございます。

なお、市街化区域内の農地の転用については、都市計画できちんと位置付けた土地ということで、農業委員会にあらかじめ届出を行えば許可を要しない扱いにしております。

また(注) にありますように、国、都道府県の転用、あるいは市町村が公共的な事業に転用する場合は許可が不要という扱いも行っております。

許可基準については、(3) の にありますように、農地を営農条件や市街地化の状況から区分して、要は町に近い農地、あるいは生産力の低い農地から順次、転用されるよう誘導するということと、農地を買い占めて投機的に儲けるといったことを防がなければいけないものですから、農地

転用の確実性。例えば何かほかの法令で許認可が必要である、産業廃棄物処理場などは典型例ですが、そういったものについて許可が得られるかとか、あるいは周辺の農地に被害が及ばないような措置をきちんと講じているかというのを審査して、適当とは認められない場合は不許可とする。これは、すべて法律、政令、省令などできちんと基準を公開してやっているところでございます。

また、右に転用許可の手続がありますけれども、まず一番右側の「市街化区域内」は、届出だけで非常に簡単です。

左側の「市街化区域外」になりますと、4 ha を境に大臣許可と知事許可と分かれます。

知事許可の場合は、各市町村にあります農業委員会に申請書を提出しまして、農業委員会があくまで意見を付して知事に送付します。知事はこの意見を見た上で、最終的に知事として許可するしないを判断する。その際に、県の農業会議の意見も聞くとなっております。

農林水産大臣が許可を行う場合、我々本省ではなくて、各ブロックにあります地方農政局で現地に近いところに対応しておりますが、転用しようとする場合には、申請書を知事、県の担当部局に上げます。知事が転用が相当とか、転用が難しいとか意見を付けて農林大臣の方に書類が送られてきまして、それを基に許可通知をするという形でやっておるところでございます。

こういう仕組みになっている中で、1枚目に戻っていただきまして、知事許可案件を増やすということについての我々の見解を申し上げますと、1に書いてありますように、一旦、農地は失われると、復旧に非常な困難が伴うということと、国民に対する食料の安定供給という観点から、優良農地の確保が極めて重要ということでございます。

他方、農地転用許可に係る国と地方の役割分担。これは、過去に地方分権推進委員会の勧告等がございまして、優良農地の確保により国民への食料の安定供給を図るという国の責務と地方分権に適切に対応するという観点から、一定の措置を講じてきたところでございます。

我が国の食料自給率（カロリーベース）が、平成7年から平成17年まで下がってきている。また、農地もかなりのペースで減ってきているという状況でございまして、17年3月に決定された食料・農業・農村基本計画の策定に向けた食料・農業・農村政策審議会という当方の審議会の議論におきましても、農地がどんどん減っている中で、優良農地の確保、その有効利用の促進が重要だということから、農地転用の規制の厳格な運用などを図るべきだという意見が大勢を占め、また、農地転用許可権限については、農地総量の確保など国レベル関与についての検証を踏まえて慎重な検討を行うべきとの意見が提出されたところでございます。

このように、農地転用許可につきましては、今回、企業誘致という観点から御照会いただいていると受け止めておりますけれども、そういう場合であっても、農業生産への影響という観点から、厳格かつ適切な運用を図るという検討が必要であると考えております。

また、中心市街地の活性化を図る観点から行われました、先般のまちづくり3法見直しの国会審議におきましても、これは大規模商業施設が対象でございますけれども、要するに地域の活性化という意味では、企業誘致と共通するところがあると思っておりますが、農地転用許可制度等の適切かつ厳格な運用を図るべきとの議論がなされたところでございます。

こういう議論がある中で、そもそも4 haを超える大規模な農地転用を国の許可権限としている理由でございますけれども、大規模な農地転用というのは、まず国の農業公共投資の実施されたような優良農地が含まれる可能性が高い。その結果、転用により周辺農地における営農条件等、農業生産に与える影響が大きい。それは、工場ができれば、交通量が増える、水の利用の関係、あるいは工場立地に伴う周辺での転用の進み具合といったことも想定されるところでございます。

また、 にありますように、国民に対する食料の安定供給の基盤である優良農地の確保は、食料の主生産地と大消費地が異なる。要するに、大きな農業県の場合は、その県の内の自給ということを考えれば、もう有り余るほど食料を生産しているわけですが、自分の県が足りているからといって、どんどん地域活性化のために農地が減ってしまうということになると、結局、東京とか大阪といった大都市の大消費地の食料安定供給という点から問題が出てきますので、そういう全国的な視点から考えていく必要があるということ。

また、 にありますように、大規模な農地転用になるほど利害関係者が多くなる。更に何らかの形で地方公共団体が関与している場合が多い。特に市町村などに行きますと、首長さんがいろんな誘致に熱心だということになりまして、場合によってはその県知事も熱心だということになりますと、公平な立場で法令に照らして許認可をしていただけるのかという懸念がございます。

こういうことから、4 haを超えるような大規模な農地転用については、国が地域の実情だけではなくて、開発行為と距離を置いて、全国的な視野に立って判断する必要があると考えております。

また、2～4 haの農地転用は知事許可になっていますが、地方分権推進委員会の勧告を踏まえて、当該許可を大臣許可から知事許可に権限委譲したわけですが、その際、国への協議というのを設けたわけでございます。

これは、国民に対する食料の安定供給を確保するためには優良農地の確保が不可欠で、大規模な農地の転用は農業生産への影響を与えるおそれが大きいことから、国の全国的な視野に立った判断を反映させることが必要であるということから、ただ、そうは言っても、地方分権で地方の裁量を増やしてほしいということから、主体的に許可するかしらないか、その判断はまず知事にやっただくんですけれども、その判断について、国へ協議を求めるということで措置したものでございます。

端的に言いまして、農地面積がまだまだどんどん減っている状況の中で、やはりこの2～4 haの間の農地についても、きっちり判断していただくという必要性に変わりがないと考えているところでございます。

3ページ目まで私の説明になります。

農林省としては、企業立地であれ、あるいはほかの目的であれ、農地転用については、まず農業生産へどういう影響があるかという観点からの検討が必要と考えております。これは、農業政策としてやっておりますので、それぞれ転用の必要性なりについてはいろいろ御事情があるかと思いますが、こちらとしては、まず農業への影響がどうなのかということが判断の1つの大きなポイントになりますけれども、一方では、地域での企業立地が農村地域の活性化に資するとか雇用の場が生まれるといったところは理解しているところでございます。

このため、今国会に地域産業活性化法案が提出されまして、米田委員がメンバーになっておられる審議会にも私、1、2度出席したこともございますけれども、法案の議論を経済産業省といろいろ調整させていただいた中で、優良農地の確保に配慮しつつ、農地転用手順を迅速に進めることができるよう、農地法等に基づく処分の迅速化に係る配慮規定が盛り込まれたところでございます。この法案に基づいて、また企業立地に係るいろんな農地法等に基づく処理の迅速化ということがあれば、それは重要なものと認識しているところでございます。

坂本農村政策課長 説明を引き続きやった方がよろしいですか。

川上主査 お願いします。

坂本農村政策課長 それでは、5ページ以降でございますが、農工法の関係について御説明をさせていただきます。

3点お伺いがございます。まず1点目が「農工法に基づく農村地域から、『人口20万以上の市』は除外されているが、人口要件を緩和することについて、貴省の見解を伺いたい」。

まず、対象地域の考え方、人口要件でございますけれども、答えの1の中段以降でございます。

基本的には、10万以下の市町村を対象にした法律でございます。ただし、ここの中段の2行目にありますように、大都市圏の一定の市町村は、近郊整備地帯や既成市街地等と指定がなされているような市町村には、そちらの方で工業導入等を図るという観点から外されていたりということから除外されています。

あと、逆に人口10万以上であっても、にございますように、人口増加率、製造業等就業率を勘案して、逆に低ければこれは対象にしますということでございます。

ただし、人口20万以上は、人口増加率あるいは製造業等就業率に関わりなく対象除外ということでございます。ベースが10万以下。10~20万の間は、一定の人口増加率等を勘案して、工業導入を図る必要があるという市も対象にしているという整理になってございます。

その考え方を2の方に記述してございます。

人口要件でもって、基本的に市町村の財政力を一定勘案したということございまして、この農工法の制度自体、基本的に国が税制上の優遇措置を取っていかう、市町村が税制を減免した場合には、国の方で交付税措置等を図るということも含めて、全体的に税制の優遇措置を図るとことが、この農工法の基本的な趣旨でございます。

そういう意味で、人口の少ないところは財政力が乏しいので、そういった配慮をしよう。逆に財政力があるのであれば、この対象から除外をしようというのが基本的な考え方でございますので、そういう意味では、昔の整理ではございますけれども、基本的には人口20万というのが1つのラインとして設定をさせていただいています。

そういう意味では、今のところ、そこを変更しなくてはいけないということはないのではないかとこの考え方でございます。

6ページでございますけれども、次の問いといたしまして「農工法上の農村地域の要件として、『人口20万人以上の市』であっても人口密度や第一次産業人口割合等、地域の実情に応じた要件を設けることによって農村地域と認定することについて、貴省の見解を伺いたい」ということで

ございます。

ただいま御説明を申し上げましたように、基本的に人口要件以外も勘案してございます。人口増加率、あるいは製造業等就業率ということで勘案をしてございまして、それを勘案する対象としては、人口 10 万と 20 万の間ということで、一応考えさせていただいてございますので、すべて人口だけで考えているというわけではございませんということを御理解をいただきたい。

あと、人口 20 万という区切りは、財政力的にはかなり豊かな市ではないかということを考えますと、更にこの対象に、20 万以上につきましても、そういった特別な要件を更に加えて拡大するという事は難しいのではないかというのが、私どもの考え方でございます。

続きまして、7 ページでございます。

「多くの市町村で市町村合併が行われており、市町村合併により人口が 20 万人以上となってしまった市町村であって、合併前に農工法上の農村地域に当てはまっていたものについては、引き続き農村地域とみなすとする特例を設けることについて、貴省の見解を伺いたい」ということでございます。

まず、現行の制度といたしまして、合併がなされたとしても、合併前に既に農工法の手続ののっとして、工場を誘致しているようなものにつきましては、引き続き、合併後も税制上の優遇措置を取るようになってございます。

そういう意味では、合併前の事業につきまして支障があることはないということになってございます。

の御趣旨は、合併した後も合併した中の一定の昔の旧町村のエリアについては、引き続き特別な配慮をしたらどうかという御趣旨なんだろうと思いますが、これまで申し上げましたように、基本的に市町村の財政力を勘案して農工法の適用を考えるという意味では、合併したことによって、そのエリアは基本的に全体として財政力が相当向上しているということなんだろうと、私どもとしては理解をございまして、そういう意味で、合併後まで小さな市町村を対象にするような優遇措置を、人口が増えたようなエリアについて、更に引き続きまた追加的に実施していくというのは、バランス的にも難しいのではないかと考えているということでございます。

以上、簡単でございますけれども、お答えでございます。

川上主査 ありがとうございます。

それでは、一番最後の入りやすいところから行きたいと思えます。

人口 20 万以上となってしまった市町村でも、実際には市町村合併が各地で出ており、人口が 20 万以上になったという市町村もかなりあると思えますが、その 20 万以上になった市町村が本当に 20 万以上になってどうかというと、一般的な場合として、地方において決して財政上、何ら変わらない、あるいは、衰退していつているところも多いのではないかと思うんです。そういうところにおいて、今の 20 万というのが市町村合併によって 20 万以上になったということであれば、その辺の考慮の何らかの見直しということは必要ではないかと思うんですがね。

市町村合併を進めるということで、たまたま 20 万になったところで、その 20 万の都市はかつて村だったもの、あるいは町だったものを市にして、やはり過疎地というものは随分あると思うん

ですよ。

坂本農村政策課長 合併したところの部分的なエリア、従来のエリアという意味での町村のエリアについては、確かにその単位で考えれば財政力は全然変わっていないだろうとは思いますが、一般的な傾向として、恐らく大きなところと吸収合併されるようなケースもあろうかと考えますと、母体となるような大きな市、あるいは町村の財政力が豊かであれば、当然、従来のところのエリアもメリットが相当あるのではないかという中で、更に配慮をしなくてはいけないのかというところは、我々としては、今のところは、困っているという御事情がまだよく理解できていないです。

川上主査 要するに、合併した結果として20万以上になったということであって、地域においては、20万以上になった日とその前と何ら変わらないという状態が一般的だと思いますよ。

坂本農村政策課長 ですから、どういうケースについて変わらないというのか、我々もケース・バイ・ケースでお教えいただかないといけないかもしれませんが、母体になる市が、例えば20万弱、あるいは20万以上のところ農工法が対象になるようなエリアと一緒にしたとなれば、農工法の対象エリアは基本的には吸収合併されたところの財政力でもって相当豊かになるというのが我々の理解なものですから。

川上主査 私などの理解は、市町村の合併によって、職員あるいは議員の数が減っても、財政に関しては決して何ら変わらないというのが一般的ではないかと思っています。

それであれば、やはり状態としては前と変わらないけれども、合併したことによってのみ、その恩典が受けられなくなったという地域が出てくるということですから、合併したから、そういう場合、損をするわけではないんだろうけれども、その辺については、やはりもうちょっと実態を見て、市町村合併というのは非常にあちらこちらで行われておりますので、ほとんどここ2年ぐらいで随分市町村合併は行われておりますので、そういう地域はたくさんあるのではないかと思うんですけどもね。

米田委員 1つ教えていただきたいのですが、先ほど、これは自治体に対する支援の措置だと言われたんですけども、済みません、勉強不足なんですけど、具体的にはどういった税制上の優遇措置を取られるんですか。

坂本農村政策課長 不動産取得税と固定資産税と事業税の減免と、特別土地保有税あるいは所有権の移転という意味で、所有者が土地を売った場合等の所得税の減免。

工場であれば、その事業用資産の買換えの特例、あるいは減価償却の特例といったものがあります。

米田委員 今のような税制上の支援というのは、最初に、これは自治体に対する支援策ですからとおっしゃったんですけど、今の税制上の優遇策の詳細を聞いていますと、実際の農村地域に頑張って工場を建てた人に対する優遇のようにも聞こえますがね。

坂本農村政策課長 基本的には、工場にメリットがないといけないわけなんですけれども、そのために国税も減免もいたしますし、更に市町村が固定資産税なりを減免したときに、国が(減収分の一定部分を)補てん措置をします。そういうことで、市町村の財政力の弱いところを応援しようということなんです。

あるいは国も通常であれば、特別償却のような形は認めないんだけど、そういったところについては国も配慮するから、そういった市町村の誘致がしやすくなるようにと。

米田委員 それは結局、実は企業で工場を建てる人にとってのメリットになっていくわけですね。
坂本農村政策課長 メリットになることを我々は基本に考えています。

米田委員 この法律の趣旨は、農村地域に工業を立地しよう、もっと豊かになるために工業等まで発展させていこうということだと思います。今、地方を回っていると、過疎地は更に過疎地になり、中国やアジアの各地の企業立地が盛んに行われていまして、いまやアジア対日本の地域間競争となっています。やはり地方の方はもっと誘致に力を入れたいという気持ちがあります。市町村合併はしたものの、農村地域が合併をしたからといって、急に発展地域になるわけではなく、ただ線引き上の行政地域が広がったということで、農村地域は相変わらず農村地域です。更に昨今の情勢を見ても、人口減少、高齢化なども進んで、更に過疎が進んでいるような中であって、実はこの農工法というのは非常に今からまた再度、見直される法律になってくるんじゃないかと思うんですね。そのときに、現実的に実態としてはそこが農村地域で、そこでこういう法律を適用すれば、工場を建てた人もメリットがあるというものが、もっと活用しやすい形で残っていただきたいと思っています。それがたとえ線引きだけを大きく広げてしましまして、鳥取市とか上越市などはものすごい面積が大きいわけなんですけれども、たまたまそのエリアに合併されたからといって、過疎地域にもかかわらず、農村地帯でこういった農工法のメリットを受けられないというのは、やはり工場を建てる人にとっては辛いところです。もう少しお知恵をいただいて、優遇していただく方がいいのではないかという考えもあります。

川上主査 もう一つは、やはり日本の国際競争力です。今、アジアの話も出ましたが、やはり中国辺りへの進出拠点は随分増えております。そういったことも、やはり競争に打ち勝っていく。中国辺りは、非常にスピードも速いんですね。そういうところとの競争力ということもあります。

ですから、やはり国内にいかにも工場立地が簡単に、そしてメリットがあるようにしなければならないということは、行政としても是非、考えていただかないといけない。

坂本農村政策課長 おっしゃることはよくわかりまして、アジアとの競争という意味で、国内なのか国外なのかという立地の競争があるということはおっしゃるんですが、我々の農工法自体は、国内の中で豊かなところでそうでないところで優遇措置の差を付けましょうということなものですから、日本全国としてどうあるべきかという、誘致と言いますか、海外に行かなくて日本国内に残ってもらうという措置として御議論をいただく必要性はあるのかと思うんですけれども、国内の差のところをどこまで広げるのかという議論は、また整理をさせていただいて、御議論していただかないといけないのかなと思います。

そういう意味では、今回、経産省が新たに誘致制度の法律を出されていますので、その全国的な制度の中で、では税制優遇をどうするんだということではないかと。

米田委員 税制優遇が必ずしも自治体のためだけにあるのではなくて、そこに立地する企業のためにも優遇が施されるのであれば、別の検討も必要だと思います。合併したからといって農村地帯の人口が発展地帯に変わるわけではありませんし、自治体が例えば 20 万以上になったら、

いわゆる自治体としての力は、まだ少しはあるとしても、その農村地帯に実際に工場を建てようとする人から見たら、今までは農工法でメリットがあったものが、これからはなくなってしまおうという面もありますので、やはり実態としてその工場が建つところが、過疎地で農村地帯であれば、たとえ人口 20 万以上であっても、やはりこの農工法の適用が受けられるような柔軟な措置というのは考えられないでしょうか。

坂本農村政策課長 ですから、とにかく人口要件は関係なく、優遇措置をやるべきだという御議論であれば、すごくわかりやすい御議論。

米田委員 ですから、例えば特例で、上越市などもそうですけれども、大きな都市になりました。でも、過疎地で中山間で、ここに工場を建てるのはとても大変なんですよというときには、例えば特例措置で人口 20 万であっても、そこが非常に過疎で工場等を建てるのが条件不利な地域だということであれば、こういう農工地帯の優遇が受けられるよという特例措置を設けるといえるのかでしょうか。

坂本農村政策課長 そこは、我々も今、先ほどからお話をお伺いしている限りにおいて、合併しても全然豊かにならないということですね。

米田委員 自治体が豊かになっているのと、その地域が豊かになることは全然違うわけです。

坂本農村政策課長 確かに、自治体への優遇措置というのが、1つのメインではありますけれども、そちらの方に国が支援措置をすることによって、工場が立地することによって、そのエリアがいろいろ豊かになるということを支援しましょうという意味で、従来からの 20 万人以上のところは、国がわざわざ工場を誘致するために助成をしなくて、ではこのところは助成をすべきなんだという御議論になるのかどうか。

川上主査 20 万というのは、ひとつのラインということで、これがいいかどうかというのは、いろいろ議論が分かれるところでしょうが、現実問題として、今まで過疎地だったところが、そこに工業地域を設けようといった場合、そういう恩典を受けられなくなったということは、現実的にはたくさんあると思うんです。そういうところへの特例措置というのは、例えばそういう過疎地でやはり工業を引っ張ってきて、町を活性化させるということ、あるいは雇用を促進するという面においても、そういうところであれば特例を設けるとか。

坂本農村政策課長 そういう意味では、先ほど御説明申し上げたように、従来から誘致をしようとなさっているところには、もう優遇措置がございます。

更に合併した後に、ではわざわざ誘致をしようといったときに、合併していないところの 20 万人以上のところと比較して、本当にそのところにわざわざ国が特別に配慮をしなくてはいけないのかどうかということは、財政的な比較も含めまして、どういう問題点があるのかというのは、我々としては、なかなか一律に考えざるを得ないのではないかという意味において、理論的に整理できるのかなと思います。

川上主査 どこかの線引きは必要でしょうから、それが妥当かどうかということではなくて、いわゆるその地域に応じた特例的なものというのはいかがなものですか。

三浦地域計画官 私も経産省の法案をいろいろ調整させていただいた関係で、少し御議論させて

いただいたことがあるんですけども、1点御理解いただきたいのは、合併によって農工法の対象から外れていった地域が出るということは、逆にいろんな事情で合併できなくて、小さく残っている市町村にとっては、相対的にメリット措置が大きくなっているわけです。

要は、もともと条件が悪い市町村に企業誘致を進めるという中で、では合併ですごく大きくなったから増やしましょうとした場合には、今の時点で比べますと、小さいがゆえにまだ農工法のメリット措置が受けられる市町村というのは、結局 20 万の都市と同じレベルで誘致を争わなければいけない。そういったところをどう考えるかということも必要だと思っておりますので。

川上主査 20 万以下のとかですね。

三浦地域計画官 そうです。それは依然としてあります。

川上主査 そこは依然としてあるでしょうし、20 万以上になっても、要するにその 20 万以下のところと余り変わらない地域もあるでしょう。

三浦地域計画官 ですから、20 万以上になったところは、基本的には財政は苦しいかもしれませんが、市町村の職員だって増えているわけですから、今までよりはいろんな誘致活動といったものは活発にできるでしょう。そうであれば、まだ小さいところと大きくなったところで、1つの政策上の差が出てくるというのは、農工法は全国的に企業誘致をする法律ではなくて、あくまで条件の不利な農村地域での誘致に少しメリットを与えるというものですから。

米田委員 おっしゃることはよくわかるんですけども、ちょっと前までは、市町村の市というよりは街で、町村というと郡部や農村地帯という感じがあったんですが、昨今の合併で、昔の農村地帯もみんな市になってしまったという日本の大きな構造変化がありますね。それについて、やはり農工法というのが、どちらかという、昔の市と言えば街、町村が農村というイメージでできた法律ではないかと思っているので、実態として市というものの中に多くの農村部が含まれてしまうという状況が今、起こっているわけですから、少しその辺を見直す必要はあるのではないかと思います。

それから、もう一つあるのは、先ほどから、自治体に対する支援ということを盛んにおっしゃいますけれども、私どもの視点は、もう一つ、実際にそこに立地する企業側の視点というのがあって、その企業側の視点では、そういう過疎地であっても 20 万以上になったところに立地すると、そういういろんな税制上の恩典が受けられないわけですから、やはりそこも御配慮いただきたいと思うんです。

坂本農村政策課長 そこは、市町村への支援というだけではなくて、当然、企業への支援が入っているわけですけども、そういうことまでして、そのところに誘致する必要性があるという一定のラインとして、やはり遅れた地域というか、財政力の弱いところの市町村に対して支援をすることによって、そういったところに行っていただきましょうということですので、今、地域計画官が言ったとおりに、どこのところで差を設けるのかということなんだと思うんです。

人口 20 万人になったとしても、確かにエリア的には広がった状況なので、何ならそのところの従来の地域が変わっていないということをよくわかるんですけども、合併したことによって、やはり全体として財政的な状況が、旧来のところよりも、本当に過疎ばかり全部が合併するような

ことがあるのであれば、我々もちょっと考えないといけないのかもしれませんが、やはり豊かになるということを前提にして、財政力が豊かになるということを前提にして合併をなさっているのだとすれば、そののところまで御支援をしなくてはいけないのかということです。

米田委員 過疎の町村ばかりが合併するとおっしゃったようなことが、実は結構あるのではないかと思います。大半が過疎とか、ごく一部の市街地と大半の過疎というエリアの広がりを見せるところもあると思いますので、もう一度、是非、この辺は今日の御議論でどうこうということではなくて、もう少し新しい合併後の違った形の中で考えて頂きたい。

川上主査 世の中これだけ合併が起きていますので、やはり実態に合った運用と、合併したけれども、やはり過疎地であるというところは、多いと思っていますし、現実には地方にという状況は何ら変わっていないと思いますので、ひとつその辺の整理をやっていただければと思っています。

この件ばかりで時間がなくなりますので、別の方の件に行きます。

まず、元に戻りまして、農地転用の場合の2 ha 以下ということと、2 ~ 4 ha の間、それから4 ha を超える場合の実質3つの分類があるわけですが、この4 ha を、やはり今の地方の実情から見ると、いわゆる優良農地の立場から見ると、この規制というのは当然、必要だと思います。

ただし、どちらかという、農業用地は今、耕作してなく、余っているケースも多いと思うんです。そういうところも踏まえて、もうちょっと各県単位で、いろんな県のレベルがありますので、過疎地もあれば、当然、工業用地をどんどんつくっていくべきところもあれば、つくれないところもあるということで、もうちょっと権限を県の方に増やすということは無理なんですか。

三浦地域計画官 まず、農地が余っているという認識はございまして、農地は基本的に今、減っている現状を懸念しているという状況でございます。

その減り方としては、転用もありますし、今、おっしゃいました耕作放棄の場合もありますけれども、これは担い手が不足しているとか、いろんな要因がありますから、農業政策全体として考えていかなければいけない話ですけれども、県知事に大臣権限を委譲することについては、やはり先ほど申しましたように、大規模なものというのは、ほかに与える影響が非常に大きいという観点から、国に留保しているところございまして、これは引き続き、国の方で持っておかないと、食料の安定供給なりといった面で支障が出ておると考えております。

今、4 ha 以下のものと4 ha 超で分かれていますけれども、実際の転用の実績を見ますと、件数で言えば、大臣許可に上がってくるものというのは1%にも満たない、ごく少数でございまして、大半の転用案件というのは、知事段階で処理されているということでございます。

ただ、企業誘致ということでとらえれば、一定の大きい工場を建てる場合には、当然、大臣許可となつてまいりますけれども、その場合には、なおのこと、その周辺の農業生産への影響とかそういったところは、やはり都道府県も補助金を出してまで企業を誘致したいという意見があるわけですから、そういうところで企業誘致をしたいという気持ちで農地法の法令を見てもらうのと、我々が一步引いたところで見るというのは、やはりちょっと違いがあると思いますので、そこは引き続き、今のやり方でやっていきたいと思っています。

川上主査 それと、2 ~ 4 ha の間の部分に関しては、県の独自の判断ではできないということで

すね。

三浦地域計画官 県がまず判断をします。基本的には、許可でいいんじゃないかという場合に国に協議が来るんですけども、それを我が方で見まして、国としてもいいんじゃないかという場合に、異議ないですよという形でお答えをする。

これは、大臣許可の場合は、ここのフロー図にありますように、知事というのは、一応、意見を付すことにはなっていますけれども、最終的な判断は大臣がする。

ただ、2ヘクタールと4ヘクタールの間というのは、基本的にまず知事にきっちり判断をさせていただいて、その上で国がその知事の判断をチェックするという仕組みになっておりまして、これは従来、2ヘクタール以上が大臣の権限だったわけですけども、2ヘクタールと4ヘクタールの間は知事に下ろすこととしたわけです。

ただ、下ろすんですけども、今回、初めてそういう権限委譲をするので、きっちり知事にやっていただけるかどうかを見るという観点からこういう仕組みになっているものでございます。

これは、先ほどの紙にありますように、分権を進める過程ででき上がった措置でございます。

米田委員 3番目の質問に対するお答えでございますが、企業立地の迅速化を図るために、農地法に基づく処理を迅速に行うということが、このたびの地域産業活性化法案でも条文として書かれておりまして、それを農水省の方も重要なものと認識して、迅速化については、これから配慮していきたいということかと思えます。具体的に、現在許可に関しましては、事前審査で3週間、事後審査で3週間というものがございまして、それについてもっと早くするとか、そういう具体的な御例示をお示しいただけないでしょうか。

三浦地域計画官 法案がまさに国会で今、審議中なので、これからの話なんですけど、今、経産省と調整しております内容は、企業誘致の場合は大体大きいので、大臣許可でしょうということで、大臣許可の案件です。そうしますと、今、米田委員がおっしゃいましたように、事前審査3週間、本審査3週間というのが標準事務処理期間としてかかることになっております。

問題は、この企業誘致の今回の法案は、農地に限らず、工場立地とかいろんな規制に関するワンストップの相談窓口をつくって、迅速にいろんな手続が進むようにしましょうということで、県、市町村のレベルで、ここの場所にこういう業種を集積させて工業団地をつくっていくんだという計画をつくっていたときに、農地があれば、農林省サイドも、最初の段階から関わっていきまして、要は当然、規制をかけていますから、転用できるところとできないところは分かれてまいります。どうしても転用できないところと、一応、きちんと書類なりを整えて手続を踏んでくれれば、転用できるんじゃないかというところがございまして、できるものについては、いろんな計画づくりをする段階で、もうあらかじめ整理をしておきます。そうすると、市町村、県、それから国も関わってその計画ができた段階では、もうある程度問題のある農地というのははじかれていますので、その場合には3週間の事前審査というものは省略する扱いにして、いきなり本申請でもいいですよという扱いにしようかということで、今、相談させていただいております。

米田委員 では、その場合には、3週間の事前申請を省略することもできるように今、検討しておられるのですか。

三浦地域計画官 通常ですと、別にこの法案に乗ったからといって、事前審査を省かなければいけないというものでもないんですけれども、実質的にそこでもうある程度きっちり審査ができるのであれば、そこは外せるんじゃないかということで、今、協議をしているところでございます。

川上主査 では、今の申請の手続が随分時間がかかるようなんですが、3週間というのは、各都道府県の許可、事前審査許可申請で随分時間がかかっているようですが、この辺は今から短縮していかれるということですか。

三浦地域計画官 標準事務処理期間は、率直に言って、これはもう我々もいろんなところから規制改革とか要請を受けて、ぎりぎりのところまで詰めて3週間ですので、これを更に詰めるというのは難しいです。

川上主査 今、この表で見ると、都道府県の知事の許可で3週間、地方農政局長の事前審査の処分、回答で3週間、許可申請でやはり3週間。合計12週間ということになっておりますが、ここについては、先ほど短くすると言われたと思ったんですけれどもね。

三浦地域計画官 この事前申請の3週間のプロセスを、要はこの法案に関して言えば、ある程度どこの農地に工場をつくりたいのかという相談を、国の方も含めて受けますので、その時点で整理ができるんじゃないか。そうしたら、事前審査は省略できるんじゃないかということで今、相談させていただいております。

川上主査 それから、1点。今、3ページの重要なものと認識しているということが今の件ですね。

三浦地域計画官 そうです。

ですから、我々もできるところは協力していくということですよ。

川上主査 この3週間をゼロにするということなんですか。それとも、短くするということですか。

三浦地域計画官 ゼロにするというか、要は本申請が最初から上がってくるということでございます。

川上主査 そういうことを今、検討されておられるということであれば、後日、こちらの方でまとめて案文を出しますので、それについてまたお話をさせていただくか、あるいは何らかの回答を出していただければと思います。

米田委員 御確認なんですけれども、先ほどの迅速化につきましては、具体的にいろいろ詰めていかれるということで書かせていただけるかと思うんですけれども、農村地域の方に関しまして、もう一度農村地域を、市町村合併後にどうとらえていくかということについて、もう一度、川上主査と米田の方からもいろいろ問題提起をさせていただいた件について、少し御説明とかお知恵をいただけたらと思います。

坂本農村政策課長 先ほどいろいろ御議論をいただきましたので、我々もよく実態を把握していないところがございますが、人口20万以上の合併の市の財政状況と申しますか、その辺をちょっと整理をして、また御説明に参りたいと思います。

川上主査 私たちなどは地方にいますので、下関市というところも昨年度、1市4町の合併を行

いました。やはり、農村地域は何が変わっているかという、変わっておりません。豊かになっているという状況はありません。それが実態だと思います。

ということで、そういうことも踏まえて、何らかの御配慮があればいいのではないかなと思います。

坂本農村政策課長 ちょっと整理させていただきまして、従来から 20 万のところと、やはり整理、比較もしないと、なかなか簡単にお答えできるところでもないものですから。

米田委員 合併後はまた新しいクライテリアが要るかもしれないということもありますね。

坂本農村政策課長 あるいはその合併にそもそもメリットがあるような形で財政的な措置もされていきますので、更にそれに付け加えて行う必要性があるのかどうかということも含めて、整理したいと思います。

川上主査 20 万という 1 つの線引きが、やはり地域地域によって違うのだから、ちょっと無理があるのかもわかりません。

どこか線引きは要るんでしょうけれども、全国一律にどこの地域も 20 万だというのは多少、無理があるのかなという感じはします。

坂本農村政策課長 基本的には 10 万を一律にいたしまして、10 万と 20 万の間でも一律ではないかという位置にさせていただきますので、その辺、また資料を持って御説明に参ります。

川上主査 わかりました。

よろしいですか。

では、時間が来ましたので、今日はどうもありがとうございました。ひとつよろしく願います。

(農林水産省農村振興局関係者退室)